

トローリング大会の承認について（ご案内）

和歌山海区漁業調整委員会事務局

1 採捕する水産動物の種類

トローリング大会に対しては、原則としてカジキ類に限定して承認します。

2 採捕区域

承認する採捕区域は、市江崎灯台から南西の線と熊野川河口中央から南東の線に挟まれた区域（以下「解除区域」）のうち、陸岸から30マイル以内で、かつ関係漁業協同組合等との調整がなされた海域とします。

3 採捕期間

トローリング大会の採捕期間は、原則として1箇月間以内で承認するものとし、実際の採捕日数は、当該採捕期間のうち任意の連続する5日間以内に限定します。

4 根拠地となる漁港等

トローリング大会の根拠地は、原則として出港及び帰港が容易に確認できる解除区域内の漁港等に限定します。

5 トローリング大会の承認に係る関係漁業協同組合の範囲

トローリング大会の承認について同意を得るべき関係漁業協同組合の範囲は、原則として次のとおりとします。詳しくは事務局までお問い合わせください。

- （1）採捕区域内の海面に漁業権を有する又は漁業権を有する者が所属する全ての漁業協同組合
- （2）根拠地沿岸の地先漁業権を管理する漁業協同組合
- （3）根拠地を漁業基地として利用する漁業者が所属する漁業協同組合のうち主たるもの
- （4）カツオ・マグロ類の取扱実績を有する地方卸売市場を開設する漁業協同組合（和歌山南、和歌山東、太地町、和歌山県漁業協同組合連合会、宇久井、三輪崎の各漁協のうち採捕区域に面する漁協となります。）

6 添付書類の様式

採捕計画の様式は、原則として別記1のとおりとし、関係漁業協同組合の同意書の様式は、原則として別記2のとおりとします。

7 その他

申請者となるべきトローリング大会の主催者は、個人又は法人とし、主催者が2以上ある場合は、代表者による申請を行ってください。

(別記1)

採捕計画

- 1 大会名称、遊漁船業者登録番号、個人遊漁等
- 2 主催者、代表者、役員、事務所（担当）、後援者、所属漁協等
- 3 参加資格、遊漁ひき縄釣を行う者の詳細・人数等
- 4 採捕ルール等（漁具・漁法の詳細、活餌・生餌の使用、リリース規定等）
- 5 遊漁のスケジュール（時系列）
- 6 採捕した水産動物の適正に係る現認方法（責任者）
- 7 未承認魚種の混獲を回避するための措置
- 8 漁業とのトラブルを回避するための措置

(別記2)

同 意 書

令和 年 月 日

和歌山海区漁業調整委員会会長 様

住 所

組 合 名

代表者名

(印)

今般、下記のとおり、ひき縄釣採捕承認がなされることについて異議がなく、同意します。

記

- 1 ひき縄釣採捕承認申請者
住所
氏名又は名称
- 2 採捕する水産動物の種類
- 3 採捕区域
- 4 採捕期間
- 5 根拠地となる漁港等
- 6 同意条件